

島根原子力発電所 原子炉施設保安規定

令和 4 年 3 月

中国電力株式会社

第2編 廃止措置段階の原子炉施設編（1号炉に係る保安措置）

第1章 総則

- 第121条 目的……………第1章-1
- 第122条 基本方針……………第1章-1
- 第123条 関係法令および保安規定の遵守……………第1章-1
- 第124条 安全文化の育成および維持……………第1章-2

第2章 品質保証

- 第125条 品質マネジメントシステム計画……………第2章-1

第3章 保安管理体制

- 第126条 保安に関する組織……………第3章-1
- 第127条 保安に関する職務……………第3章-2
- 第128条 原子力発電保安委員会……………第3章-4
- 第129条 原子力発電保安運営委員会……………第3章-5
- 第130条 廃止措置主任者の選任……………第3章-6
- 第131条 廃止措置主任者の職務等……………第3章-7

第4章 廃止措置管理

第1節 通則

- 第132条 構成および定義……………第4章-1
- 第133条 運転員の確保……………第4章-2
- 第133条の2 運転管理業務……………第4章-2
- 第134条 巡視……………第4章-2
- 第135条 規定類の作成……………第4章-3
- 第136条 引継……………第4章-3
- 第137条 原子炉の運転停止に関する恒久的な措置……………第4章-3
- 第138条 地震・火災等発生時の対応……………第4章-4
- 第139条 電源機能喪失時等の体制の整備……………第4章-5

第2節 廃止措置管理

- 第140条 安全貯蔵措置……………第4章-6
- 第141条 工事の計画および実施……………第4章-6
- 第142条 工事完了の報告……………第4章-6

第3節 施設運用上の基準

- 第143条 使用済燃料プールの水位および水温……………第4章-7
- 第144条 施設運用上の基準の確認……………第4章-8
- 第145条 施設運用上の基準を満足しない場合……………第4章-9
- 第146条 施設運用上の基準に関する記録……………第4章-10

第5章 燃料管理

- 第147条 （欠番）
- 第148条 （欠番）
- 第149条 使用済燃料の貯蔵……………第5章-1
- 第149条の2 使用済燃料の運搬……………第5章-1

第 1 編

運転段階の発電用原子炉施設編

(2号炉および3号炉に係る保安措置)

運転段階とは、原子力発電所の運転を始める前に、新燃料を搬入する時点から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の34第2項の規定に基づき認可を受け、廃止措置を実施する前までの段階をいう。

(電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等)

第9条の2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、電気事業法第43条に基づき電気工作物の工事、維持および運用に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、次の職務を遂行する。

- (1) 電気工作物の工事、維持および運用に関する保安のための諸計画の立案に当たっては、必要に応じて工事、維持および運用に従事する者へ指示、指導・助言する。また、電気事業法に基づく工事計画および原子炉等規制法に基づく設計及び工事計画の申請・届出を必要とする工事の場合、手続きが行われたことを確認する。
- (2) 電気工作物の工事、維持および運用に関し、保安上必要な場合には、工事、維持および運用に従事する者に対し指示、指導・助言を行う。
- (3) 使用前事業者検査および定期事業者検査において、あらかじめ定めた区分に従って、検査の指導、監督を行う。
- (4) 所管官庁が法令に基づき行う立会検査には、原則として立会う。
- (5) あらかじめ定める記録の内容を確認する。

2. 電気工作物の工事、維持または運用に従事する者は、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者がその保安のためにする指示に従う。

(原子炉主任技術者、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の情報共有)

第9条の3 原子炉主任技術者、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者(以下、「主任技術者」という。)は、適宜、相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図る。

(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)

第86条の2 「原子力施設において設置された資材等または使用された物品であって「核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物」(以下、「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)の判断をしようとする対象物の範囲は、管理区域内において設置された金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等(以下、本条において「資材等」という。)および管理区域内において使用された工具類等(以下、本条において「物品」という。)とする。

2. 課長(放射線管理)は、管理区域内において設置された資材等または使用された物品を「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断する場合は、次の各号に基づき実施する。

(1) 汚染のおそれのない管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。

(2) 汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。

なお、汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位は「放射性廃棄物でない廃棄物」とすることができる。

また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。

(3) 汚染のおそれのない管理区域で使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。

(4) 汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域で使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。

また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。

3. 各課長は、「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたものについては、管理区域から搬出するまでの間、汚染されたものとの混在防止措置を講じる等、所要の管理を行う。

(事故由来放射性物質の降下物の影響確認)

第86条の3 課長(放射線管理)は、原子炉等規制法に基づく設計及び工事計画(変更)認可申請書および電気事業法に基づく工事計画(変更)認可申請書に記載されている設備・機器等(以下、本条において「設備・機器等」という。)について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物(以下、本条において「降下物」という。)の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。

2. 各課長は、第1項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄または資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。

(放射性液体廃棄物の管理)

第87条 課長（発電）は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水路より放出するとともに、次の事項を管理する。

- (1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の3箇月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。
 - (2) 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表87-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。
2. 課長（発電）は、復水器冷却水放水路排水中のトリチウムの放出量が、表87-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。
3. 課長（放射線管理）は、表87-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を課長（発電）に通知する。

表87-1

項 目	放出管理目標値
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$7.4 \times 10^{10} \text{Bq} / \text{年}^{*1}$

表87-2

項 目	放出管理の基準値
トリチウム	$7.4 \times 10^{12} \text{Bq} / \text{年}^{*1}$

※1：1号炉，2号炉および3号炉の合計

表87-3

分 類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所
放射性液体廃棄物	放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	<ul style="list-style-type: none"> ・床ドレンサンプルタンク ・処理水タンク ・ランドリドレンサンプルタンク ・ランドリドレンタンク ・シャワドレンタンク ・高電導度廃液系サンプルタンク ・洗濯廃液系サンプルタンク
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1箇月に1回	

(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針)

第106条の6 所長は、2号炉に関し、重要度分類指針におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器および構造物^{※1}ならびに常設重大事故等対処設備に属する機器および構造物^{※1}^{※2} (以下、本条において「機器および構造物」という。) について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施した以下の事項について、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、あるいはその他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、策定した長期施設管理方針を変更する。

(1) 経年劣化に関する技術的な評価

(2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定^{※3}

2. 所長は、3号炉に関し、機器および構造物について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、前項(1), (2)の事項を実施する。

3. 所長は、2号炉および3号炉に関し、機器および構造物について、各号炉毎、運転期間延長認可申請^{※4}をする場合においては、営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、第1項(1), (2)の事項を実施する。

4. 所長は、2号炉および3号炉に関し、機器および構造物について、各号炉毎、認可^{※5}を受けた延長期間が10年を超える場合においては、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、第1項(1), (2)の事項を実施する。

※1：動作する機能を有する機器および構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。

※2：実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第43条第2項に規定される機器および構造物をいう。

※3：30年を経過する日までに策定する場合は10年間の、それ以外の場合は延長する期間が満了する日までの方針。

※4：原子炉等規制法第43条の3の32第4項に規定される申請をいう。

※5：原子炉等規制法第43条の3の32第2項に規定される認可をいう。

第 2 編

廃止措置段階の原子炉施設編

(1 号炉に係る保安措置)

廃止措置段階とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 3 4 第 2 項の規定に基づき認可を受け、廃止措置を実施する段階をいう。

また、廃止措置段階にある島根原子力発電所 1 号炉に係る発電用原子炉施設（廃止措置対象施設）を廃止措置段階の発電用原子炉施設という。

関連条項 ・項目	実施部門			監査部門				
	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者		
5.5.4 組織の内部 の情報の伝 達	原子 力 品 質 保 証 規 程	原子 力 品 質 保 証 細 則	内部コミュニ ケーション基 本要領（第 125条,第128 条,第129条）	原子 力 品 質 保 証 規 程	原子 力 安 全 管 理 監 査 細 則	原子力安全 管理監査要領 (第125条)	内部監査部門 部長(原子力監 査)	
5.6 マネジメン トレビュー			マネジメン トレビュー基本 要領（第125 条）					電源事業 本部長
6.1 資源の確保 6.2 要員の力量 の確保およ び教育訓練			力量および教 育訓練基本要 領（第125 条,第187 条,第188条）					電源事業 本部長
7.1 個別業務に 必要なプロ セスの計画			電源事業本部 保安業務要領 (第149条の 2,第151条)	電源事業 本部部長 (原子力 管理)				
			廃止措置管理 要領（第140 条から第142 条）	島根原子 力発電所 長				
			運転管理要領 (第132条か ら第139条, 第143条から 第146条)	島根原子 力発電所 長				
			燃料管理要領 (第149条, 第149条の2)	島根原子 力発電所 長				
	放射性廃棄物 管理要領 (第150条か ら第156条)	島根原子 力発電所 長						

(原子力発電保安運営委員会)

第129条 発電所に原子力発電保安運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。
2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は審議事項に該当しない。

(1) 廃止措置管理に関する規定類の制定および改正

- ・ 運転員の構成人員に関する事項
- ・ 当直の引継方法に関する事項
- ・ 巡視に関する事項
- ・ 警報発生時の措置に関する事項
- ・ 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項
- ・ 定期試験に関する事項
- ・ 廃止措置計画に関する事項
- ・ 安全貯蔵の措置に関する事項

(2) 燃料管理に関する規定類の制定および改正

- ・ 使用済燃料の運搬に関する事項
- ・ 使用済燃料の貯蔵に関する事項

(3) 放射性廃棄物管理に関する規定類の制定および改正

- ・ 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項
- ・ 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項
- ・ 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項
- ・ 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項

(4) 放射線管理に関する規定類の制定および改正

- ・ 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項
- ・ 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項
- ・ 保全区域に関する事項
- ・ 周辺監視区域に関する事項
- ・ 線量の評価に関する事項
- ・ 除染に関する事項
- ・ 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項
- ・ 放射線計測器類の点検・校正に関する事項
- ・ 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項

(5) 施設管理に関する規定類の制定および改正ならびに保全・施設管理の有効性評価に関する事項

(6) 改造の実施に関する事項

(7) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項

3. 所長を委員長とする。

4. 運営委員会は、委員長、廃止措置主任者および各部長(品質保証部長, 技術部長, 廃止措置・環境管理部長, 発電部長および保修部長)に加え、委員長が指名した者で構成する。

(廃止措置主任者の職務等)

第131条 廃止措置主任者は、原子炉施設の廃止措置に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、次の職務を遂行する。

- (1) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、所長へ意見具申する。
 - (2) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、廃止措置に従事する者へ指導・助言を行う。
 - (3) 表131-1に定める事項のうち、第187条および第188条については、電源事業本部部長(原子力管理)の承認に先立ち確認し、その他の事項については、所長の承認に先立ち確認する。
 - (4) 表131-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。
 - (5) 表131-3に示す記録の内容を確認する。
 - (6) 第190条(報告)第1項の報告について、精査し、必要な指導・助言を行う。
 - (7) その他、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督に必要な職務を行う。
2. 所長は、廃止措置主任者がその保安のためにする意見具申を尊重する。
3. 原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者がその保安のためにする指導・助言を尊重する。

表131-1

条 文	内 容
第158条(管理区域の設定および解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定および解除 第7項に定める管理区域の設定および解除
第187条(所員への保安教育)	所員への保安教育実施計画
第188条(協力会社従業員への保安教育)	協力会社従業員への保安教育実施計画

表131-2

条 文	内 容
第138条(地震・火災等発生時の対応)	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果
第142条(工事完了の報告)	工事計画に基づき実施した工事の結果
第145条(施設運用上の基準を満足しない場合)	施設運用上の基準を満足していないと判断した場合
	施設運用上の基準を満足していると判断した場合
第190条(報告)	施設運用上の基準を満足していないと判断した場合
	放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合
	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合
	「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」(以下「実用炉規則」という。) 第134条第3号 ^{※1} 、第4号 ^{※1} 、第6号から第12号および第14号に定める報告事象が生じた場合

※1：使用済燃料貯蔵設備および燃料取扱設備に限る。

第4章 廃止措置管理

第1節 通則

(構成および定義)

第132条 本章第3節(第144条から第146条を除く。)における条文の基本的な構成は次のとおりとする。

- (1) 第1項：施設運用上の基準
- (2) 第2項：施設運用上の基準を満足していることを確認するために行う事項
- (3) 第3項：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合^{※1}に要求される措置

※1：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合とは、次のいずれかをいう。

- (1) 第2項の確認を行ったところ、施設運用上の基準を満足していないと当直長が判断した場合
- (2) 第2項の確認を行うことができなかった場合
- (3) 第2項にかかわらず施設運用上の基準を満足していないと当直長が判断した場合

2 用語の定義は、各条に特に定めがない場合は、次のとおりとする。

- (1) 「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく、行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記主旨を踏まえた上で、組織的に実施する準備^{※2}が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。
- (2) 「照射された燃料に係る作業」とは、照射された燃料の移動作業および制御棒の移動の際に照射された燃料上を通過する作業をいう。なお、照射された燃料に係る作業の中止の措置が要求された場合であって、進行中の作業を安全な状態で終了させる場合を除く。

※2：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。

(規定類の作成)

第135条 課長(第一発電)は、次の各号に掲げる当直長が実施する原子炉施設の廃止措置管理に関する事項の規定類を作成し、制定・改定にあたっては、第129条(原子力発電保安運営委員会)第2項に基づき運営委員会の確認を得る。

- (1) 巡視に関する事項
- (2) 警報発生時の措置に関する事項
- (3) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項
- (4) 定期試験に関する事項

(引継)

第136条 当直長は、その業務を次の当直長に引き継ぐにあたり、引継日誌を引き渡し、施設運用状況を申し送る。

(原子炉の運転停止に関する恒久的な措置)

第137条 当直長は、次の事項を遵守する。

- (1) 原子炉内に燃料を装荷しないこと。
 - (2) 原子炉モードスイッチを「停止」位置から他の位置に切り替えないこと。
- 2 課長(燃料技術)は、燃料を譲り渡す場合は、表137に定める譲渡し先に譲り渡す。

表137 燃料の譲渡し先

種別	譲渡し先
使用済燃料	再処理事業者

(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)

第152条 「原子力施設において設置された資材等または使用された物品であって「核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物」(以下、「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)の判断をしようとする対象物の範囲は、管理区域内において設置された金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等(以下、本条において「資材等」という。)および管理区域内において使用された工具類等(以下、本条において「物品」という。)とする。

2. 課長(放射線管理)は、管理区域内において設置された資材等または使用された物品を「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断する場合は、次の各号に基づき実施する。

(1) 汚染のおそれのない管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。

(2) 汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。

なお、汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位は「放射性廃棄物でない廃棄物」とすることができる。

また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。

(3) 汚染のおそれのない管理区域で使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。

(4) 汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域で使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。

また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。

3. 各課長は、「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたものについては、管理区域から搬出するまでの間、汚染されたものとの混在防止措置を講じる等、所要の管理を行う。

(事故由来放射性物質の降下物の影響確認)

第153条 課長(放射線管理)は、原子炉等規制法に基づく設計及び工事計画(変更)認可申請書および電気事業法に基づく工事計画(変更)認可申請書に記載されている設備・機器等(以下、本条において「設備・機器等」という。)について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物(以下、本条において「降下物」という。)の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。

2. 各課長は、第1項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄または資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。

(放射性液体廃棄物の管理)

第154条 課長（第一発電）は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水路より放出するとともに、次の事項を管理する。

- (1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の3箇月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。
 - (2) 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表154-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。
2. 課長（第一発電）は、復水器冷却水放水路排水中のトリチウムの放出量が、表154-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。
3. 課長（放射線管理）は、表154-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を課長（第一発電）に通知する。

表154-1

項 目	放出管理目標値
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$7.4 \times 10^{10} \text{Bq}/\text{年}^{*1}$

表154-2

項 目	放出管理の基準値
トリチウム	$7.4 \times 10^{12} \text{Bq}/\text{年}^{*1}$

※1：1号炉，2号炉および3号炉の合計

表154-3

分 類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所
放射性液体廃棄物	放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	・床ドレンサンプルタンク ・処理水タンク
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1箇月に1回	・ランドリドレンサンプルタンク ・シャワドレンタンク

(放射線計測器類の管理)

第168条 課長（放射線管理）および課長（計装）は、表168に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。

表168

分類	計測器種類	所管課長	数量
1. 被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	課長（放射線管理）	1台 ^{※1}
2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	課長（放射線管理）	2台 ^{※2}
	汚染密度測定用サーベイメータ	課長（放射線管理）	2台 ^{※2}
	体表面モニタ	課長（放射線管理）	3台 ^{※3}
	試料放射能測定装置	課長（放射線管理）	1台 ^{※1※5}
	電子式積算線量計	課長（放射線管理）	1式 ^{※1}
3. 放射線監視用計測器	モニタリングポスト	課長（計装）	6台 ^{※1}
	エリアモニタ	課長（計装）	12台 ^{※4※6}
4. 環境放射能計測器	試料放射能測定装置	課長（放射線管理）	1台 ^{※1}
	積算線量計測定装置	課長（放射線管理）	1台 ^{※1}

※1：1号炉，2号炉および3号炉共用

※2：1号炉，2号炉および3号炉共用の1台を含む

※3：1号炉および2号炉共用

※4：1号炉および2号炉共用の2台を含む

※5：表156の試料放射能測定装置と共用

※6：管理区域外測定用の1台を含む。

(管理区域外等への搬出および運搬)

第169条 課長(放射線管理)は、各課長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。

2. 各課長は、管理区域外に核燃料物質等(第149条の2(使用済燃料の運搬)および第151条(放射性固体廃棄物の管理)に定めるものを除く。以下、本条において同様。)を運搬する場合、または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第151条(放射性固体廃棄物の管理)第5項を準用する。
3. 課長(放射線管理)は、前項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。
4. 課長(放射線管理)は、各課長が管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に核燃料物質等を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。

(発電所外への運搬)

第170条 各課長は、核燃料物質等(第149条の2(使用済燃料の運搬)および第151条(放射性固体廃棄物の管理)に定めるものを除く。)を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。

2. 各課長は、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。
3. 各課長は、運搬前に次の事項を確認する。
 - (1) 法令に適合する容器に封入されていること。
 - (2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。
 - (3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと。
 - (4) A型輸送物もしくはBM型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること。
4. 課長(放射線管理)は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。

※1：事業者検査とは、点検および工事に伴うリリースのため、点検および工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第173条の4による使用前事業者検査および第173条の5による定期事業者検査をいう（以下、本条において同じ。）。

7. 2 設計および工事の計画の策定

- (1) 組織は、設計および工事を実施する場合、あらかじめその方法および実施時期を定めた設計および工事の計画を策定する。また、安全上重要な機器^{※2}の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き^{※3}の要否について確認を行い、法令に基づく必要な手続きの要否およびその内容（手続きが不要と判断した場合、その理由を含む。）を記録する。
- (2) 組織は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。
- (3) 組織は、工事を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを、事業者検査ならびに事業者検査以外の検査および試験（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。
 - a. 事業者検査および試験等の具体的方法
 - b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査および試験等の項目、評価方法および管理基準
 - c. 事業者検査および試験等の実施時期

※2：安全上重要な機器とは、安全上重要な機器等を定める告示に定める機器および構造物のうち、使用済燃料貯蔵設備および燃料取扱設備をいう。（以下、第189条（記録）において同じ。）

※3：法令に基づく必要な手続きとは、「原子炉等規制法」の第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（設計及び工事の計画の認可）、第43条の3の10（設計及び工事の計画の届出）、第43条の3の11第3項（使用前事業者検査の確認申請）および第43条の3の34（発電用原子炉の廃止に伴う措置）ならびに「電気事業法」の第47条・第48条（工事計画）および第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。なお、手続きが不要と判断した場合にも、その理由を併せて記録する。（以下、第189条（記録）において同じ。）

7. 3 特別な保全計画の策定

- (1) 組織は、地震、事故等により特別な保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定する。
- (2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。
 - a. 点検の具体的方法
 - b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法および管理基準
 - c. 点検の実施時期

(報告)

第190条 各課長または当直長は、次に定める事項に該当する場合または該当するおそれがあると判断した場合について、あらかじめ定められた経路に従って、直ちに所長および廃止措置主任者に報告する。

(1) 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合(第145条)

(2) 放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合。(第154条, 第155条)

(3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合。(第167条の2)

(4) 実用炉規則第134条第3号^{※1}, 第4号^{※1}, 第6号から第12号および第14号に定める報告事象が生じた場合。

2 所長は、前項で定める事項について報告を受けた場合、社長に報告する。

3 本条に規定される報告については、「異常事象発生時の対応要領」に基づき実施する。

※1：使用済燃料貯蔵設備および燃料取扱設備に限る。

附 則

附則（令和4年3月11日 原規規発第2203111号）

（施行期日）

第1条 この原子炉施設保安規定は、令和4年3月18日から施行する。

附則（令和3年3月23日 原規規発第2103232号）

（施行期日）

第1条 この原子炉施設保安規定は、令和3年4月1日から施行する。

2. 添付2 管理区域図「図14. 2号原子炉建物1階，2号タービン建物2階，2号廃棄物処理建物1階」の変更は、管理区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和2年9月17日 原規規発第2009178号）

（施行期日）

第1条 この原子炉施設保安規定は、令和2年9月25日から施行する。

第2条 3号炉については、第10条（原子炉施設の定期的な評価）、第54条（燃料プールの水位および水温）および第55条（燃料または制御棒を移動するときの原子炉水位）は、次項に定める時点から適用する。

2. 第10条（原子炉施設の定期的な評価）については、電気事業法第49条第1項の使用前検査の合格および原子炉等規制法第43条の3の11第3項の使用前事業者検査の確認を受けた時点。

3. 第11条の2（原子炉の運転期間）における3号炉の原子炉の運転期間の始期は、実用炉規則第55条第1項ただし書きにより、設置の工事の後、運転が開始された日とする。

4. 附則（平成26年2月26日 原管B発第1402261号）第1条第3項第1号および第4項は、以後用いない。

（試験使用期間中の特例）

第3条 3号炉については、原子炉への燃料装荷を開始する時点から電気事業法第49条第1項の使用前検査の合格および原子炉等規制法第43条の3の11第3項の使用前事業者検査の確認を受けるまでの期間（以下「試験使用期間中」という。）、第27条の2（計測および制御設備）の一部および第48条（格納容器内の酸素濃度）を適用除外する。

下表に、適用除外条項、適用除外期間および適用除外期間中の対応を示す。

適用除外条項	適用除外期間	適用除外期間中の対応
第27条の2（計測および制御設備） 2. 起動領域モニタ計装 表27の2-2-2（3号炉	燃料装荷期間中、 計数率が安定して 3 s ⁻¹ 確保される	[適用除外期間中の起動領域モニタ計装に係る確認] 適用除外期間中、起動領域モニタ計装